

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	河川課	整理番号	4 - 307
処分の種類	採取計画の協議成立取消し、採取停止			
根拠法令条例等・条項	採石法第33条の12			
処分の概要	(1)採取計画に附された条件、(2)採取計画の遵守義務、(3)採取計画の変更命令、(4)緊急措置命令に違反し、又は不正な手段により採取計画の協議が成立した者に対する採取計画の協議成立取消し又は採取停止			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) [参考]採石法第33条の12 次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第三十三条の七第一項の条件に違反したとき。 二 第三十三条の八の規定に違反したとき。 三 第三十三条の九又は次条第一項の規定による命令に違反したとき。 四 不正の手段により第三十三条の認可を受けたとき。</p>			
基準の制定根拠	一			